

平成28年 決算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成28年11月10日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 危機管理監、危機対策局長、
 財産管理担当課長、職員厚生課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 アスベスト対策について (一) 道有施設における吹付けアスベスト、断熱材・保温材等の使用状況について 2015年度、道有施設における吹付けアスベストの使用状況、はく離、劣化等の状態、又、除去、封じ込め、囲い込み等の措置状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。 あわせて、昨年初めて、道有施設における断熱材・保温材等の使用状況を調査したと承知しておりますが、その調査結果についてもお答えください。</p> <p>(二) アスベスト飛散があった場合の対応について 札幌市や函館市等の学校で、レベル2建材の脱落が放置されていた問題が、先日の文教委員会で取り上げられた。そうした学校では、児童生徒や教職員がアスベストに曝された可能性があり、数十年後の発症も否定できないことから、健康相談や在籍管理など適切に対応していく旨、答弁がありました。 知事部局としても、万が一、道有施設におけるアスベスト飛散があった場合においては、退職者を含む道職員への情報提供や、相談体制の整備等が必要になるのではないかと考えますが見解を伺います。</p> <p>飛散が明らかになった場合はですね。職員、元職員にもれなく連絡するようお願いします。</p> <p>(三) 防災計画について 1 これまでの取組と認識について 昨日の環境生活部の所管の質疑で、道内市町村の中には、防災計画にアスベスト対策を位置付けている自治体が26市町村にとどまることがわかりました。 災害対策を管轄する総務部として、これまでどのように取り組み、この現状について、どのように受け止めているか伺います。</p> <p>2 今後の取組について 今、答弁にもありましたように、災害時のアスベスト対策を進める上で、できるだけ早期に取り組むことが必要だということですが、道内全ての市町村の防災計画にアスベスト対策を位置付けていく、なるべく早く位置付けていく。この必要があります。 今後、アスベスト対策を所管する環境生活部との連携も含め、どう取り組んでいくお考えなのか伺います。</p>	<p>(財産管理担当課長) アスベストの使用状況についてであります。知事部局の道有施設1,558施設のうち、吹付けアスベストの使用が確認されている施設は35施設、そのうち除去を終えている施設が18施設、残る17施設については、すべて封じ込め又は囲い込みの処置がとられており、適切な管理等を行うため「アスベスト台帳」を作成し、所要の措置を講じているところでございます。</p> <p>また、アスベストを含有している保温材や耐火被覆材を使用している施設が639施設、ボイラー等の煙突を有している施設が326施設となっており、これらについて、昨年11月から12月にかけて調査を行ったところ、その時点において暴露の恐れがある施設は確認されておりません。以上でございます。</p> <p>(職員厚生課長) アスベストへの対応についてですが、国においては、平成17年に厚生労働省から各都道府県労働局に対し、アスベストによる健康障害防止対策について、労働者、事業者等からの相談に的確に対応するよう通知がなされ、道の安全衛生担当部局としても総務省から本通知が送付されたことから、各所属に対して専門機関の相談窓口に関する情報提供を行ったところでございます。 道といたしましては、今後万が一、アスベスト飛散が発生した場合は、退職者を含め飛散した施設に関係する職員に対し、アスベストに関する庁内の健康相談窓口や専門機関の相談窓口などに関する情報提供を行うなど適切に対応する必要があると考えているところでございます。</p> <p>(危機対策局長) 災害時におけるアスベスト、石綿対策についてであります。国では、阪神・淡路大震災におきまして、多くの建物等が崩壊いたしまして、その後の復旧に伴う解体により、石綿、いわゆるアスベストが飛散しまして、健康被害をもたらしたことを教訓として、平成19年に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成するとともに、平成23年には、国の防災基本計画を修正し、地震発生後、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防ぐため建築物等の被災状況の把握と建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を行うこととしたところであります。 これを受けまして、道では、平成19年及び23年に市町村に対し、マニュアルを周知するとともに、平成24年6月、北海道地域防災計画を修正し、さらに、平成24年7月及び本年、国の通知に合わせ市町村に対し、被災後の石綿対策が徹底されるよう努めてきたところであります。 地震など家屋の倒壊を伴う災害は、いつでもどこで発生するか予断を許さない中、災害時における石綿対策は重要でありまして、各市町村の地域防災計画にできるだけ早期に規定されるべきと認識しております。</p> <p>(危機管理監) 今後の石綿対策に係る取組についてであります。環境省では、本年5月、各都道府県の気象環境主管部局長に対しまして、総務省が実施した石綿対策に関する行政評価結果に基づく勧告に関する通知文を發出するとともに、災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策を徹底するため、都道府県管下の市町村に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の周知徹底を促したところでございます。 これを受け、北海道では、各市町村の石綿対策担当課</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>積極的に取り組むというご答弁でした。 環境生活部との連携ということもありますので、知事に併せてお伺いしたいところなので、総括質疑に保留をお取り計らいお願いしたいと思います。</p>	<p>に対し、環境生活部担当課長名で、マニュアルを参考として、災害時の石綿対策を進めるよう依頼したところではありますが、さらに、今後、環境生活部と情報共有を図りながら、市町村地域防災計画に災害時の石綿の飛散・ばく露対策が規定されるよう、改めて通知文を発出するなど、様々な機会を通じて周知徹底を図ってまいりたいと考えています。</p>